

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更(三件)

保険医の登録

土地改良区の役員住所の変更

新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(八件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良法による換地処分(六件)

保安林の指定の解除予定

林業種苗法による生産事業者の登録

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第九百八十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による東小鹿地区第二工区、東小鹿地区第三工区及び東小鹿地区第四工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十七年十二月一日現在の地番による。)
大字東小鹿字屋敷	大字東小鹿字屋敷のうち二六四から二六六までの一部、二七二の一の一部、二七四の一の一部、二七四の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字東小鹿字下屋敷五二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字東小鹿字河原	大字東小鹿字河原のうち三〇三の一部並びに三〇三から三〇六まで及び三〇八と一体をなす国有地の一部以外の区

<p>大字東小鹿字茂比羅</p>	<p>大字東小鹿字員ガラ休一〇四三の一及び一〇四八と一体をなす国有地の一部、大字東小鹿字下茂比羅一〇八六の一の一部、一〇八六の二の一部、一〇八七の一の一部、一〇八七の二の一部、一〇八七の三、一〇八八、一〇八九、一〇九一の一から一〇九一の三までの一部、一〇九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字東小鹿字ズンバイ谷二二〇二の二</p>
<p>大字東小鹿字下茂比羅</p>	<p>大字東小鹿字下茂比羅のうち一〇八三の一部、一〇八三の一の一部、一〇八六の一の一部、一〇八六の二の一部、一〇八七の一の一部、一〇八七の二の一部、一〇八七の三、一〇八八、一〇八九、一〇九一の一から一〇九一の三までの一部、一〇九四の二の一部、一〇九七の一部、一〇九八の一部、一〇九九)合併、一一〇〇の一部、一一〇一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字東小鹿字麻野平四五六の三、大字東小鹿字池津羅口一〇六五の一の一部、一〇六五の二の一部、一〇七六から一〇七八までの一部、一〇七九、一〇八〇及びこれらと一体をなす国有地、大字東小鹿字茂比羅上一〇〇八の一の一部及び一一一〇の四の一部並びに大字東小鹿字茂比羅一一三七の六、一一四一の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字東小鹿字茂比羅上</p>	<p>大字東小鹿字茂比羅上のうち一一〇八の一の一部、一一〇の四の一部以外の区域、大字東小鹿字麻野平四五五の二及び四五五の三、大字東小鹿字下茂比羅一〇八三の一部、一〇八三の一の一部、一〇九七の一部、一〇九八の一部、一〇九九)合併、一一〇〇の一部、一一〇一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字東小鹿字茂比羅一一四〇の二</p>
<p>大字東小鹿字茂比羅</p>	<p>大字東小鹿字茂比羅のうち一一三七の六、一一四〇の二、一一四一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字東小鹿字ズンバイ谷</p>	<p>大字東小鹿字ズンバイ谷のうち二二〇二の二以外区域</p>
<p>大字東小鹿字小鹿田平</p>	<p>大字東小鹿字小鹿田平のうち一四三八の六及び一四三八の七以外の区域</p>
<p>大字東小鹿字小鹿田</p>	<p>大字東小鹿字小鹿田の全域並びに大字東小鹿字小鹿田平一四三八の六及び一四三八の七</p>

鳥取県告示第九百九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による梅田地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十八年七月五日現在の地番による。)</p>
--------------------	-----------------------------------

<p>大字梅田字三反田</p>	<p>大字梅田字三反田のうち四八の四の一部、五七の一部、五八の一部、五九、六〇の一部、六一の一部及びこれらと一</p>
-----------------	---

<p>大字梅田字松ノ下</p>	<p>大字梅田字松ノ下のうち四二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字梅田字下乳母ヶ谷の全域</p>	<p>大字梅田字下乳母ヶ谷の全域 大字梅田字松ノ下四二及びこれと一体をなす国有地 大字梅田字三反田四八の四の一部、五七の一部、五八の一部、五九、六〇の一部、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字梅田字上乳母ヶ谷</p>	<p>大字梅田字上乳母ヶ谷七二の一部、七二、七三、七四の一部、七五、七六）合併、七七の一、七七の二、七八の一部、七九の一部、七九の二の一部、八〇の一部、八一の一部、八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字梅田字本谷東平二七二の二、二七二の三及び二七二と一体をなす国有地の一部 大字梅田字東前谷中峯二七三の二及びこれと一体をなす国有地 大字梅田字赤坂谷平一〇八一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字梅田字上乳母ヶ谷</p>	<p>大字梅田字上乳母ヶ谷のうち七三から七三まで、七四の一部、七五、七六）合併、七七の一、七七の二、七八、七九、七九の二の一部、八〇の一部、八一の一部、八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字梅田字本谷東平二七二の二、二七二の三及び二七二と一体をなす国有地の一部 大字梅田字東前谷中峯二七三の二及びこれと一体をなす国有地 大字梅田字赤坂谷平一〇八一と一体をなす国有地の一部</p>				
<p>大字梅田字二郎四田</p>	<p>大字梅田字二郎四田のうち八九の一部、九〇、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字梅田字東谷奥一〇七の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字梅田字東前谷中峯二八七の二、二八八の二の一部、二八八の三から二八八の六まで</p>	<p>大字梅田字東谷奥</p>	<p>大字梅田字東谷奥のうち一〇七の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字梅田字東前谷中峯二八八の二の一部 大字梅田字倉ホテ谷中峯二九四の二</p>	<p>大字梅田字村上</p>	<p>大字梅田字村上の全域 大字梅田字本谷中峯三二八の二、三二八の三、三二九の一部 大字梅田字村上谷奥西平三四七の三から三四七の五まで</p>	<p>大字梅田字屋敷</p>	<p>大字梅田字屋敷のうち一六六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字梅田字西谷口</p>	<p>大字梅田字西谷口の全域 大字梅田字屋敷一六六と一体をなす国有地の一部 大字梅田字西谷一七五の一部、一七六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字梅田字西谷西平四一三の四の一部、四二七の六及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字梅田字西谷</p>	<p>大字梅田字西谷のうち一七五の一部、一七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字梅田字蝶螺ノ尻一八七、一八八、一八八の一、一八九、一八九の一及びこれらと一体をなす国有地 大字梅田字家ノ上三五九の二及びこれと一体をなす国有地</p>

大字梅田字螺螺ノ尻	大字梅田字本谷東平	大字梅田字東前谷中峯	大字梅田字倉ホテ谷中峯	大字梅田字本谷中峯	大字梅田字村ノ谷奥西平	大字梅田字家ノ上	大字梅田字西谷西平	大字筭津字赤坂谷平
大字梅田字西谷西平四〇七の四、四〇八の二、四一三の四の一部	大字梅田字本谷東平のうち二七〇の二、二七二の二、二七三及び二七〇の一、二七一と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字梅田字東前谷中峯のうち二七三の二、二八七の二、二八八の二から二八八の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字梅田字倉ホテ谷中峯のうち二九四の二以外の区域	大字梅田字本谷中峯のうち三二八の二、三二八の三、三二九の一以外の区域	大字梅田字村ノ谷奥西平のうち三四七の三から三四七の五まで以外の区域	大字梅田字家ノ上のうち三五九の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域	大字梅田字西谷西平のうち四〇七の四、四〇八の二、四一三の四、四二七の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字筭津字赤坂谷平のうち一〇八一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第九百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による野添地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字野添字下河原	大字野添字石鴨	大字野添字向河原	大字野添字下モ坂
大字野添字下河原の全域、大字野添字石鴨八二と一体をなす国有地の一部並びに大字野添字向河原一五六の四の一部、一五六の七の一部、一五七の二、一五七の三の一部、一五九の二、一五九の三の一部、一五九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字野添字石鴨のうち八二と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字野添字向河原のうち一五六の四の一部、一五六の七の一部、一五七の二、一五七の三の一部、一五九の二、一五九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字野添字下モ坂の全域及び大字野添字野津三五三〇の二

区域を変更する字の名称
 同上の区域（昭和五十七年九月一日現在の地番による。）

大字野添字向河
大字野添字向河内の全域及び大字野添字木戸坂四〇六の二と一体をなす国有地の一部

大字野添字木戸坂
大字野添字木戸坂のうち四〇六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字野添字中西鴨
大字野添字中西鴨のうち四七六の六以外の区域

大字野添字西鴨
大字野添字西鴨の全域、大字野添字中西鴨四七六の六並びに大字野添字野津ミ五二四の六及び五二四の七

大字野添字野津ミ
大字野添字野津ミのうち五二四の六、五二四の七及び五三〇の二以外の区域

鳥取県告示第九百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
永岡 秀之	鳥医二、九九六号	昭和五十八年十月二十八日

砂 口 まゆみ
鳥医二、九九七号

鳥取県告示第九百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	丸 英 夫
変更前	東伯郡大栄町大字妻波二二三三
変更後	東伯郡大栄町大字妻波二六一一三

鳥取県告示第九百九十四号

昭和五十八年六月十五日付けで光徳土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（光徳北部地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場及び西伯郡名和町大字御来屋九九〇 光徳土地改良区事務

所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、淀江宇田川地区第三工区区営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百九十六号

昭和五十八年九月二十六日付けで福部村から申請のあつた土地改良（栗谷（二上線）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十七号

昭和五十八年九月二十六日付けで福部村から申請のあつた土地改良（栗谷（山の手線）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十八号

昭和五十八年九月二十六日付けで福部村から申請のあつた土地改良（栗谷（横枕線）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号

昭和五十八年九月二十八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（里仁地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十号

昭和五十八年十月十四日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（惣田前地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十号

昭和五十八年九月二十七日付けで江府町から申請のあつた土地改良（保野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二号

昭和五十八年九月二十二日付けで河原町から申請のあつた土地改良（湯谷地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三号

昭和五十八年八月十八日付けで日野町から申請のあつた土地改良（金持地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間

満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十四号

昭和五十八年十月一日付けで日野町から申請のあつた黒坂（山崎）地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る東小鹿地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る東小鹿地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土

地改良事業に係る東小鹿地区第三工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る東小鹿地区第四工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碓町から同町が行う土地改良事業に係る梅田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示

する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る野添地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字赤井谷口九三六の二・九三六の七（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 二百四十二	生産事業者の氏名 後藤 薫	生産事業者の住所 日野郡日南町 上石見八七五	生産事業の内容 幼苗及び幼苗 以外の苗木の 育成	事業所の名称 後藤苗圃	事業所の所在地 日野郡日南町 上石見
---------------	------------------	------------------------------	-----------------------------------	----------------	--------------------------

鳥取県告示第千十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 二百十	生産事業者の氏名 後藤保徳	生産事業者の住所 日野郡日南 町上石見八 七五	生産事業の内容 穂の採取並びに幼 苗及び幼苗以外 の苗木の育成	事業所の名称 後藤苗圃	事業所の所在地 日野郡日南 町上石見
-------------	------------------	----------------------------------	--	----------------	--------------------------

鳥取県告示第千十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年一月二十六日 鳥取県指令受都計第三百六十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市今在家字鹿間ノ上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市今在家三三〇

渡邊明美

鳥取県告示第千十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年八月九日 鳥取県指令受米土維第六百三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字沖林ノ六及び字沖林ノ七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原八五六

井上善司

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百二十七号

昭和五十八年第十七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十八年十一月二十五日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について